

邑楽町告示第141号

平成27年第3回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年9月2日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 平成27年9月8日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1番	黒田重利	議員	2番	大賀孝訓	議員
3番	瀬山登	議員	4番	松島茂喜	議員
5番	塩井早苗	議員	6番	原義裕	議員
7番	松村潤	議員	8番	神谷長平	議員
9番	半田晴	議員	10番	坂井孝次	議員
11番	大野貞夫	議員	12番	田部井健二	議員
13番	小沢泰治	議員	14番	小島幸典	議員

○不応招議員（なし）

平成27年第3回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成27年9月8日（火曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 2号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 4 同意第 5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 5 同意第 6号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 6 同意第 7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 7 同意第 8号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 8 同意第 9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 9 同意第10号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第10 議案第34号 邑楽町総合計画基本構想の議決に関する条例
- 第11 議案第35号 邑楽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
- 第12 議案第36号 邑楽町情報公開条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第37号 邑楽町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第38号 邑楽町手数料条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第39号 邑楽町いじめ問題対策委員会等設置条例
- 第16 議案第40号 工事請負契約の締結について
- 第17 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 第18 議案第42号 工事請負契約の締結について
- 第19 議案第43号 財産の処分について
- 第20 議案第44号 町道の路線認定及び廃止について
- 第21 議案第45号 平成27年度邑楽町一般会計補正予算
- 第22 議案第46号 平成27年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
- 第23 議案第47号 平成27年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第24 議案第48号 平成27年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第25 議案第49号 平成27年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
- 第26 議案第50号 平成27年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算
- 第27 認定第 1号 平成26年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第28 認定第 2号 平成26年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 第29 認定第 3号 平成26年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第30 認定第 4号 平成26年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第31 認定第 5号 平成26年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第32 認定第 6号 平成26年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第33 認定第 7号 平成26年度邑楽町水道事業会計決算認定及び利益の処分について
- 第34 認定第 8号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う平成26年度東毛広域市町村圏
振興整備組合歳入歳出決算認定について

○出席議員（14名）

1番	黒田重利	議員	2番	大賀孝訓	議員
3番	瀬山登	議員	4番	松島茂喜	議員
5番	塩井早苗	議員	6番	原義裕	議員
7番	松村潤	議員	8番	神谷長平	議員
9番	半田晴	議員	10番	坂井孝次	議員
11番	大野貞夫	議員	12番	田部井健二	議員
13番	小沢泰治	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
堀井隆	副町長
大竹喜代子	教育長
小倉章利	総務課長
橋本喜久雄	企画課長
金井幸男	税務課長
吉田紳二	住民課長
橋本圭司	安全安心課長
河内登	健康福祉課長
多田哲夫	子ども支援課長
大拙一	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
半田実	商工振興課長
小島靖	都市建設課長
神山均	会計管理者 兼会計課長
茂木一夫	水道課長
清水雅文	学校教育課長
半田康幸	生涯学習課長
増尾榮一	監査委員

○職務のため議場に参加した者の職氏名

田部井	春彦	事務局	長
石原	光浩	書	記

◎開会及び開議の宣告

○田部井健二議長 ただいまから平成27年第3回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時03分 開議]

◎諸般の報告

○田部井健二議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

本日までに受理した請願・陳情は、お手元にお配りしました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、ご了承願います。

次に、教育委員会教育長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、邑楽町教育委員会点検評価報告書の提出がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付をしておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○田部井健二議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において、塩井早苗議員、原義裕議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○田部井健二議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から18日までの11日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田部井健二議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの11日間と決定しました。

◎日程第3 報告第2号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告

について

○田部井健二議長 日程第3、報告第2号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長から報告を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 報告第2号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、8月24日に監査委員の審査に付しまして、意見書をいただいておりますので、別紙のとおり報告申し上げます。

○田部井健二議長 報告の件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 以上で報告第2号については終わります。

◎日程第4 同意第5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

）

日程第6 同意第7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

○田部井健二議長 日程第4、同意第5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてから日程第6、同意第7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてまでの3案を、関連がありますので、一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 ただいま一括上程されました、同意第5号、同意第6号、同意第7号の情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

情報公開・個人情報保護審査会を構成する3名の委員の任期が平成27年9月30日をもって満了となりますので、太田市在住の高木祥充氏、邑楽町大字藤川在住の中村詔司氏、邑楽町大字狸塚在住の近藤雅義氏の3氏を引き続き次期委員として委嘱したいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより3案について一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより同意第5号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第6号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第6号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第7号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第7 同意第8号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○田部井健二議長 日程第7、同意第8号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第8号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

公平委員会の3名の委員のうち1名の委員が平成27年9月15日をもって任期満了となりますので、邑楽町大字鶉在住の飯塚勝一氏を次期委員として選任いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第8号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第8 同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○田部井健二議長 日程第8、同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員であります、邑楽町大字石打在住の藤田良一氏の任期が平成27年9月21日をもって満了となりますので、同氏を引き続き次期委員として選任いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第9 同意第10号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○田部井健二議長 日程第9、同意第10号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第10号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の教育委員であります邑楽町大字篠塚在住の岡田真幸氏の任期が平成27年9月30日をもって満了となりますので、同氏を引き続き次期委員として任命いたしたいので、議会の同意をいただき

たくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第10号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、同意第10号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第10 議案第34号 邑楽町総合計画基本構想の議決に関する条例

○田部井健二議長 日程第10、議案第34号 邑楽町総合計画基本構想の議決に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第34号 邑楽町総合計画基本構想の議決に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、平成28年度を初年度とする邑楽町第六次総合計画策定に伴い、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、町の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を町議会の議決に付すべき事件とすることに関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第34号 呂楽町総合計画基本構想の議決に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○田部井健二議長 起立多数。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第35号 呂楽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

○田部井健二議長 日程第11、議案第35号 呂楽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第35号 呂楽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布されたことに伴い、町の行政手続の中で個人番号の利用できる事務と個人情報を条例で定める必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大野議員。

○11番 大野貞夫議員 10月から住民一人一人に付された個人番号、この通知の発送が開始をされます。来年の1月からこの運用が始まるということになっております。そこで、一応今町長のほうから提案がありました、その中で一部触れられましたけれども、このマイナンバー制度、これについて町長はどのように考えを持っておられるのかお聞きをしたいと思います。

○田部井健二議長 金子町長。

○金子正一町長 行政手続の事務簡素化等を含めて、そして正確な事務執行ができるというような形で運用が図られるというふうに認識しておりますので、今後当然のことではありますが、個人情報

を十分注意した中で、その取り扱いについては効果的なものがあるかなど、このように認識しております。

○田部井健二議長 大野貞夫議員。

○11番 大野貞夫議員 確かにこのマイナンバー制度というものは、これが適用されて施行されることによって、相当な効率化、こういうものが図れるということについては、国のほうからもそういう説明をされておりますし、私も確かにそういう面はあろうかという点では理解をしております。ただ、このマイナンバー制度というものが我々一般の国民にとって、果たしてどれだけのメリットがあるのかという点から考えますと、私は、ここで政府で言われているような私たち個人個人にとってのメリットというのは、それほどあるというふうには思っておりません。

今まで2002年度から稼働されている住基ネット、これが今あるわけなのですが、これが導入された、このときのいわゆる構築費用というのですか、そのときにかかった金額は390億円と言われております。ところが、今度のマイナンバー制度は、初期投資だけでも3,000億円というお金がつき込まれるというふうに言われております。ちなみに邑楽町においては、先ほど事務当局のほうから数字を出していただきましたけれども、全体で2,992万2,000円、このお金が邑楽町とすればかかるということで、これは既に平成27年度の当初予算で組まれているわけです。その中で、実際は国の負担もありますから、3分の1は町が負担をするということになっていると思います。

こういうことを考えてみた場合に、やはりこのいわゆるマイナンバー制度、これは要するに国のほうからも言ってきていると言いますが、その背景にはやはり産業界からの要望が非常に大きいものがあつたというふうに言われております。将来は、これは今は社会保障の分野と、それからもう一つは税務関係ですね、税務分野、そしてもう一つは災害対策分野と、こういう3分野の98行政と言われているわけですが、この事務にこれが適用されるということに当面はなっております。しかし、政府の考え方は、将来はこれをもっと大きく拡大をして、我々国民が全てこの番号によって全てが把握をされる、こういうことが最終的な国の方針だということを伺っております。

ですから、当然、言うなれば我々の財産から何から、金融機関も通じて、もちろん企業もそうです。全部こういう制度が適用されていくというふうになるわけで、利用価値というか、確かに今先ほど町長が言われたような利点もありますけれども、その反面、非常にこの制度の流出というのが考えられます。ちなみに最近では、年金情報が100万件、170万件とか言っていますけれども、そういうような流出がされております。

これが一度流出されますと、これはすごい、果てしなく被害が広がるわけで、こういうことを考えてみた場合には、やはり私もこのマイナンバー制度が出てきたときに、それほど関心を持っていなかったのですけれども、いろいろこれに関する資料とか、そういうものを見てもみますと、これは大変な問題なのだなど、実は。こういう問題は、やはり国民の中にもっと知らしめて、本当にこれが国民のためになるのかどうか、そういうことをした上で制度を運用していくということが私はい

いのではないかと思うのですけれども、今の時点でいくと、国民の7割、8割と言っています、企業もそうです、この使い方がわからない、内容がよくわからないと。

そういう状態が今の、調査をしますと、資料等ではそういう結果が出ているということをマスコミ、新聞等においては報じられているわけですし、果たして邑楽町でこれを導入された場合に、確かにいろいろそういうことがないようにということで取り組むわけでしょうけれども、その場合に、もし何かあった場合に誰が責任を負うのかと。責任体制も明確になっていない中で、これが導入されることはいかなものかと思うのですが、再度町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○田部井健二議長 金子町長。

○金子正一町長 議員がご指摘をされる心配な点もあろうかと思いますが、当然のことではありますが、このマイナンバー制度については、十分な周知ということとあわせて個人情報等の秘密漏えいがなされないような形でこの取り扱いはしていかなければならないというふうに思っています。行政としても、そういったことは一番の個人情報の問題でありますから、十分周知した中で、そして間違いがないような形の執行を行っていくということに尽きるわけではありますが、さてその責任をどこでとるのかということになります、当然これについては、その執行するという形の中では、やはりその取り扱いについて十分注意するということの上で、行政で、執行部でその責任については考えていくということになると、このように思っております。

○田部井健二議長 ほかに質疑ありませんか。

塩井早苗議員。

○5番 塩井早苗議員 私も、このマイナンバー制度に対してとても不安を持っております。年金機構の漏えい問題は、メールを送られてきた、そのメールを開いたためにウイルスが感染して、それを予防する手だてが何日も何日もおくれて、何台ものパソコンに感染が広がったという、こういう事件でありました。今度のも、マイナンバー制度、どのパソコンにも関連している部分になるわけですから、そこのセキュリティーは物すごくちゃんとしたものにしていただきたいと思えます。

以上をお願いいたしまして……

○田部井健二議長 塩井早苗議員、質疑ですから質問をしていただきたいと思います。

○5番 塩井早苗議員 そのセキュリティーに対する対策というのを教えていただけますでしょうか。

○田部井健二議長 金子町長。

○金子正一町長 セキュリティーの安全対策については、十分その漏えいがないような体制づくりは整えていきたいと、このように思います。

○田部井健二議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

大野貞夫議員。

〔11番 大野貞夫議員登壇〕

○11番 大野貞夫議員 私は、このマイナンバー制度の導入につきまして、反対の立場から反対討論を行います。

先ほど発言しましたように、今度の10月から住民一人一人に付された個人番号、これを通知する通知カードの発送が開始されます。2016年1月から個人番号の利用が始まります。個人情報の情報連携は、社会保障分野、要するに年金、雇用、保険、介護保険、国保、健保、奨学金、各種福祉制度、公営住宅ほか、また税務分野においては、国税、地方税、そして災害対策分野としては、被災者支援、被災者台帳、この3分野の98行政事務であります、当面。この件につきましては、政府、そして産業界は、この対象情報の拡大、そしてカード利用活用の拡大に今躍起となっているというのが今の状態であります。

この制度導入の本当に狙いはどこにあるのかという点なのですが、私はやはり国民一人一人の収入と財産、これをまず丸裸にして、税、保険料の徴収強化、そして社会保障の削減を押しつける、こういうことが実際には意図されているのではないかというふうに思います。

これは、なぜそう言うかということ、いわゆる経団連、日経連ですか、このところから、この制度の導入についてはかなり前からこれが画策をされ、政府に要望が出されております。これによって、いわゆる社会保障の、特に一番、いわゆる所得の少ないところ、非常に低予算の中で苦しんでいる人たち、このところに焦点を当てて、そしてそのほかの国民によっては、その財産をきちっと把握することによって税金を収ると。それによって、今の経済界のいわゆる大企業と言われているところの社会保障の削減に結びつけていくということが意図されているというふうに一部では言われております。

国民の各種情報、個人番号、いわゆるマイナンバーによって結びつけて、それを活用する制度で、これを活用する側にとっては極めて効率的な効果があるということは、これは確かだと思います。しかし、この利便性が強調されておりますけれども、一たびこれが漏えいするというようなことになると、犯罪等の危険性を高め、国民に多大な負担増をもたらすということは避けられません。情報が漏れたら、プライバシーの侵害やなりすまし犯罪を常態化させることにもつながります。政府は対策をとっていると言いますが、人間がつくり、運用する以上、100%安全はあり得ないと思います。個人情報の流出や悪用の危険は明らかだというふうに思います。

以上のような理由から、私はこの条例に対しましては反対という立場をとらせていただきます。

以上です。

○田部井健二議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第35号 邑楽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○田部井健二議長 起立多数。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第36号 邑楽町情報公開条例の一部を改正する条例

○田部井健二議長 日程第12、議案第36号 邑楽町情報公開条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第36号 邑楽町情報公開条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布されたことに伴い、関係する規定の文言の整理を行うため、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第36号 邑楽町情報公開条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○田部井健二議長 起立多数。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第37号 邑楽町個人情報保護条例の一部を改正する条例

○田部井健二議長 日程第13、議案第37号 邑楽町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第37号 邑楽町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布されたことに伴い、特定個人情報の利用等について、条文の改正と文言の整理を行うため、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第37号 邑楽町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○田部井健二議長 起立多数。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第38号 邑楽町手数料条例の一部を改正する条例

○田部井健二議長 日程第14、議案第38号 邑楽町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第38号 邑楽町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布されたことにより導入される社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度において、通知カード及び個人番号カードの再交付の取り扱い手数料が定められたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第38号 邑楽町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○田部井健二議長 起立多数。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第39号 邑楽町いじめ問題対策委員会等設置条例

○田部井健二議長 日程第15、議案第39号 邑楽町いじめ問題対策委員会等設置条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第39号 邑楽町いじめ問題対策委員会等設置条例について、提案理由の説明を申し上げます。

いじめ防止対策推進法が制定されたことに伴い、重大事態が発生した場合等には、教育委員会の附属機関もしくは町長の附属機関を設けて調査審議等を行うこととなるため、条例を定める必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第39号 邑楽町いじめ問題対策委員会等設置条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第40号 工事請負契約の締結について

○田部井健二議長 日程第16、議案第40号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第40号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町立中野小学校水泳プール改築工事を施工するため、去る8月11日指名競争入札を執行した結果、株式会社徳川組が1億7,496万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、学校教育課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 清水学校教育課長。

〔清水雅文学校教育課長登壇〕

○清水雅文学校教育課長 議案第40号 工事請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

工事請負契約の締結につきましては、次のとおりでございます。

- 1、契約の目的、邑楽町立中野小学校水泳プール改築工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約の金額、1億7,496万円。
- 4、契約の相手方、邑楽町大字赤堀1111番地、株式会社徳川組代表取締役、又野繁でございます。

工事場所は、邑楽町大字中野地内、中野小学校屋内運動場の南側でございます。

工事概要につきましては、建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式等でございます。

なお、工期につきましては、ご承認をいただきました日から平成28年3月25日までを予定するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第40号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第41号 工事請負契約の締結について

○田部井健二議長 日程第17、議案第41号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第41号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町立邑楽中学校特別教室棟改築工事を施工するため、去る8月11日指名競争入札を執行した結果、石川建設株式会社が9,828万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、学校教育課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 清水学校教育課長。

〔清水雅文学校教育課長登壇〕

○清水雅文学校教育課長 議案第41号 工事請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

工事請負契約の内容につきましては、次のとおりでございます。

- 1、契約の目的、邑楽町立邑楽中学校特別教室棟改築工事。
 - 2、契約の方法、指名競争入札。
 - 3、契約の金額、9,828万円。
 - 4、契約の相手方、太田市浜町10番33号、石川建設株式会社代表取締役、石川雅之でございます。
- 工事場所は、邑楽町大字中野地内、邑楽中学校屋内運動場の北側でございます。
- 工事概要につきましては、建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式、附帯工事一式等でございます。

なお、工期につきましては、ご承認をいただきました日から平成28年3月25日までを予定するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第41号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第42号 工事請負契約の締結について

○田部井健二議長 日程第18、議案第42号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第42号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町スポーツ・レクリエーション広場人工芝生整備工事を施工するため、去る7月24日指名競争入札を執行した結果、株式会社徳川組が1億7,679万6,000円で落札いたしましたので、工事請負

契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、生涯学習課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

○半田康幸生涯学習課長 議案第42号 工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

工事請負契約の内容については、次のとおりでございます。

- 1、契約の目的、邑楽町スポーツ・レクリエーション広場人工芝生整備工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約の金額、1億7,679万6,000円。
- 4、契約の相手方、邑楽町大字赤堀1111番地、株式会社徳川組代表取締役、又野繁でございます。

工事の場所は、邑楽町大字篠塚地内、邑楽町スポーツ・レクリエーション広場でございます。

工事の概要でございますが、全天候型舗装工、ロングパイル人工芝8,970平方メートル、メッシュフェンス及び門扉設置工一式、その他を予定しております。

工期でございますが、ご承認をいただいた日から平成28年2月29日までを予定しております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第42号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第43号 財産の処分について

○田部井健二議長 日程第19、議案第43号 財産の処分についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第43号 財産の処分について、提案理由の説明を申し上げます。

公有財産の呂楽町大字新中野130番18及び新中野130番20を売却するため、去る8月19日一般競争入札を執行した結果、株式会社カネダが1億280万円で落札いたしましたので、当該財産を処分いたしましたことをご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 小倉総務課長。

〔小倉章利総務課長登壇〕

○小倉章利総務課長 議案第43号 財産の処分につきまして、補足説明を申し上げます。

財産の処分につきましては、給食センター跡地の売却で、次のとおりでございます。

1、売却する土地の所在、種別、数量。所在、呂楽町大字新中野130番18、地目、宅地、地積、3,995平方メートル、2つ目が、所在、呂楽町大字新中野130番20、地目、雑種地、地積、2,173平方メートル、合計の地積は6,168平方メートル。

2、売却の方法、一般競争入札。

3、売却の金額、1億280万円。

4、売却の相手方、東京都大田区本羽田1丁目26番16号、株式会社カネダ代表取締役、金田隆。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大賀孝訓議員。

○2番 大賀孝訓議員 2点お伺いをいたします。

土地が売れたということは、町財政にとっても喜ばしいことだと思いますが、前回の委員会の際に、使用目的がまだ全くわからないという答弁がございました。現状、9月8日時点でそういった情報は入っているかどうか1点。

2点目としては、騒音、粉じん、悪臭等の問題で、そういった今後予定されている施設が、そういった近隣住民に迷惑等を及ぼすような施設ではない旨確約をされているのかどうかということもお聞きしたいと思っております。

以上です。

○田部井健二議長 堀井副町長。

○堀井 隆副町長 利用目的についてお答えします。

利用目的については、まだ売却先で決まっていないということです。内容については決まっていない。公害関係につきましては、利用目的に沿った公害防止協定を結ぶ準備をしております。

以上です。

○田部井健二議長 大賀孝訓議員。

○2番 大賀孝訓議員 今のお答えの中で、副町長のほうから、準備をしているということだったのですが、売ってしまってから、どう使おうと勝手ではないかと言われて、これから準備をするというふうなことなのではないでしょうか。それとも事前にそういった確約はなされていなかったのかどうかということを再度お伺いいたしたいと思います。

○田部井健二議長 堀井副町長。

○堀井 隆副町長 建築の中身、利用する内容について、決まってから、同時進行で企業のほうと公害防止協定については結んでいく予定です。ですから、今の時点では、まだ利用目的等が向こうがはっきりしていませんので、そこら辺のことを、騒音とかいろいろございますので、それに沿って進めていきます。

以上です。

○田部井健二議長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第43号 財産の処分についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第44号 町道の路線認定及び廃止について

○田部井健二議長 日程第20、議案第44号 町道の路線認定及び廃止についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第44号 町道の路線認定及び廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

鶉区画整理事業等に伴い、町道の路線認定及び廃止をいたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

ます。

なお、詳細につきましては、都市建設課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 小島都市建設課長。

〔小島 靖都市建設課長登壇〕

○小島 靖都市建設課長 議案第44号 町道の路線認定及び廃止につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元に配付してございます町道路線認定調書及び町道路線廃止調書のとおり、10路線を認定し、3路線を廃止いたしたく、道路法第8条第2項に基づきご提案いたします。

また、それぞれの認定調書の整理番号と路線図の番号は符合しております。路線認定が延べ延長626.78メートル、路線廃止が延長344.3メートルで282.48メートルの増となる予定でございます。

以上で補足説明を終わります。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第44号 町道の路線認定及び廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

〔午前11時07分 休憩〕

○田部井健二議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時20分 再開〕

◎日程第21 議案第45号 平成27年度邑楽町一般会計補正予算

○田部井健二議長 日程第21、議案第45号 平成27年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第45号 平成27年度邑楽町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,367万1,000円を追加し、予算の総額を93億3,124万6,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、町税6,000万円、地方特例交付金124万7,000円、地方交付税1億6,470万6,000円、国庫支出金1,779万7,000円、県支出金1,025万9,000円、繰入金138万3,000円、繰越金2億5,621万5,000円及び町債1,570万円の増額と分担金及び負担金361万1,000円の減額等であります。

歳出の主なものは、総務費3億4,936万4,000円、民生費1,211万7,000円、衛生費583万5,000円、農林水産業費2,999万4,000円、土木費6,429万4,000円及び教育費6,477万5,000円の増額等と商工費243万5,000円及び公債費95万3,000円の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

神谷長平議員。

○8番 神谷長平議員 ページ数が59ページなのですけれども、地方債の関係なのですけれども、この合計を見ますと、前年度より約6億3,800万円ぐらいの地方債が額がふえているのですけれども、それとまた2ページに戻りまして、18款の繰越金ですか、これが2億5,600万円あると。そういう形の中で、繰り入れ額があるのに借入額がふえていると、この辺についてのご説明をいただければありがたいなと思います。

○田部井健二議長 金子町長。

○金子正一町長 公債費の問題ですが、それが前年に比較して多いということの考えですが、事業執行する上で、特に国等の補助金、いわゆる後ほど交付税として盛り込まれてくるであろう事業等を優先的に取り組んでいるという関係もありまして、公債費の増ということは、そのような状況があります。

それから、繰越金の2億5,600万円ほど繰り越されているということについては、それぞれの担当する課で事業執行等を見きわめた中での精査をした、その結果、その数字が繰り越されたということでもありまして、事業執行については計画どおり進めてきたという経過はあるわけですが、結果として残が多くなったと、そのようにご理解いただきたいと思っております。

○田部井健二議長 神谷長平議員。

○8番 神谷長平議員 精査した結果、残が出たということですが、精査の期間というのは、もう少し早く検討するような状況は見られないのですか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○田部井健二議長 金子町長。

○金子正一町長 そのような状況もあります。最終的には年度末の3月の時点でということになるわけでありまして、結果として、そのような形で途中の補正ということが考えてこなかったということでもあります。しかし、多額の繰越金が出ているということが現実としてありますので、今後の事務執行については十分注意して進めていきたいと、このように思います。

○田部井健二議長 神谷長平議員。

○8番 神谷長平議員 ぜひそういう形で町の財政運営をやっていただければと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○田部井健二議長 ほかに質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 関連をしているかなと思うのですが、ページですと54ページ、社会教育施設建設基金ということで5,000万円ほど積み立てをするという形をとっておりますが、この5,000万円という金額の根拠と申しますか、どうして5,000万円という数字になったのか、まずお伺いをいたします。

○田部井健二議長 金子町長。

○金子正一町長 まず、根拠ですが、繰越額の2分の1は財政調整基金のほうに積み立てるといふことの決まりがあります。残りの金額について、減債基金ですとか、今ご質問がありましたように、このような基金について、その状況に応じて振り分けたと申しますか、配当させていただいたという経緯でございます。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 その状況に応じて振り分けてあるという答弁でございましたけれども、先ほどの神谷議員のほうの質問と関連している部分がありますが、59ページの地方債の部分ですけれども、(7)の教育の部分をちょっとごらんいただきたいのですが、ここの部分も、年度末の現在見込み額ということで9億2,553万2,000円、これは前年度と比較すると約2億5,000万円また増額をしているということです。ですから、やはり積み立てすることももちろん必要なのですが、こういった公債費もかなりの増額という状況になっているわけですから、当然そちらのほうの元利償還に充てるということも考えるべきではなかったかというふうに思いますけれども、町長はどういうふうに考えていますか。

○田部井健二議長 金子町長。

○金子正一町長 先ほど神谷議員のほうにお答えしましたが、町の事業を執行する中で、その起債を起す、借入れを起すということについて、その借入れに対しての、後から、後年度において交付税に算入されるという部分の起債ということがあられるわけでもあります。したがって、事業執行していく上で、その辺のところを十分加味した中で、できるだけ有効なといいますか、借入れ

方法をとったということで、今言われましたように、2億5,000万円ほどふえているということに結果としてなったということでもあります。したがって、現在では借入額そのものはふえています。後にその分については交付税で還元をされるという性格のものを優先して行ったという結果でもございます。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 その予測どおり交付税措置されてくれば、非常にこれはいいことだというふうに思いますけれども、いずれにいたしましても、総額でも先ほどと重複する部分があると思いますが、6億5,000万円ほど総額では地方債の残高が見込まれるという形になっています。これは着実に、この3年間の数字を見るとふえていくという状況ですから、当然こういったものを少しずつでもやはり減らしていくことが、本当に健全な財政運営につながるというふうに思っておりますので、ぜひその分の努力をしていただきたい。

以上でございます。

○田部井健二議長 ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第45号 平成27年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第46号 平成27年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算

○田部井健二議長 日程第22、議案第46号 平成27年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第46号 平成27年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,898万8,000円を追加し、予算の総額を36億7,063万7,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰越金を増額し、繰入金を減額するものであります。

歳出については、保険給付費及び諸支出金を増額し、総務費及び介護納付金を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第46号 平成27年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第47号 平成27年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正
予算

○田部井健二議長 日程第23、議案第47号 平成27年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第47号 平成27年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万4,000円を追加し、予算の総額を2億2,393万6,000円といたしたい次第であります。

歳入については、諸収入及び繰越金の増額であり、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第47号 平成27年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第48号 平成27年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○田部井健二議長 日程第24、議案第48号 平成27年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第48号 平成27年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,903万6,000円を追加し、予算の総額を18億6,407万9,000円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金、県支出金及び繰越金の増額と繰入金の減額であります。

歳出については、積立金、地域支援事業費、諸支出金及び予備費を増額し、総務費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第48号 平成27年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第49号 平成27年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算

○田部井健二議長 日程第25、議案第49号 平成27年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第49号 平成27年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,036万7,000円を追加し、予算の総額を3億540万3,000円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金、県支出金及び繰越金の増額と繰入金の減額であり、歳出については、下水道費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第49号 平成27年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第50号 平成27年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算

○田部井健二議長 日程第26、議案第50号 平成27年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第50号 平成27年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万5,000円を追加し、予算の総額を2億4,566万8,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰越金の増額と繰入金の減額であり、歳出については、学校給食センター費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第50号 平成27年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 認定第1号 平成26年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について

）

日程第33 認定第7号 平成26年度邑楽町水道事業会計決算認定及び利益の処分について

○田部井健二議長 日程第27、認定第1号 平成26年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第33、認定第7号 平成26年度邑楽町水道事業会計決算認定及び利益の処分についてまでの7件について一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 認定第1号 平成26年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成26年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成26年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出認定について、認定第4号 平成26年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成26年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成26年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成26年度邑楽町水道事業会計決算認定及び利益の処分について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

平成26年度各会計決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、去る8月4日、5日の2日間にわたり、監査委員の審査に付しまして、別紙のとおり監査報告として意見書をいただいておりますので、議会の認定をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 次に、監査委員から報告を願います。

増尾監査委員。

〔増尾榮一監査委員登壇〕

○増尾榮一監査委員 議長のお許しを得まして、監査報告を申し上げます。

この決算審査につきましては、去る8月4日と5日の2日間にわたりまして、関係課長の出席を求め、小島監査委員とともに審査を行ったところでございます。その結果につきましては、お手元に印刷配付のとおりでありますので、この意見書の朗読をもって報告にかえさせていただきたいと思っております。

平成26年度決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成26年度邑楽町一般会計歳入歳出決

算、平成26年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成26年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成26年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成26年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成26年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算及び関係諸帳簿、証書類等を審査した結果については、下記のとおりであります。

記

1、審査期日 平成27年8月4日・5日

2、審査対象

- (1) 平成26年度邑楽町一般会計
- (2) 平成26年度邑楽町国民健康保険特別会計
- (3) 平成26年度邑楽町後期高齢者医療特別会計
- (4) 平成26年度邑楽町介護保険特別会計
- (5) 平成26年度邑楽町下水道事業特別会計
- (6) 平成26年度邑楽町学校給食事業特別会計

3、審査意見

(1) 一般会計

歳入総額	9,342,338,148円
歳出総額	8,922,411,237円
歳入歳出差引額	419,926,911円

平成26年度の一般会計決算額は、上のとおりであります。

歳入は、前年度決算額と比較して8億5,216万円の増となりました。国庫支出金、自動車取得税交付金等が減少した一方、繰入金、繰越金、県支出金等が増加したことによります。繰入金の増加は、公共施設等整備基金繰入金が1億1,207万円、財政調整基金が8,536万円増加したこと、繰越金の増加は、前年度繰越金が1億7,360万円、明許繰越費4,295万円増加したこと等によります。

町税収入は、前年度より6,629万円増の37億862万円でありましたが、決算規模の拡大により、収入総額に占める構成比は、前年度から3.2%減の39.7%になりました。

なお、町税の不納欠損については、昨年度より672万円減の1,627万円の処理が行われ、収入未済額も昨年度より若干少ない3億7,762万円余りとなっています。収納率について、現年課税分で見ると、平成24年度98.1%、平成25年度98.0%、平成26年度98.2%と推移しており、収納の努力は認められるが、もう一段の成果の向上を図ることが必要と考えます。

歳出においては、予算額93億5,810万円に対して、決算額は89億2,241万円で、執行率は95.3%になっております。前年度の執行率は92.3%であり、3.0%の増となっています。今後も年度内に事業を完了できるよう一層の努力を求めたいと思います。

歳出総額は、昨年度と比較して10億9,739万円の増となっています。増加の主な要因は、高島幼

稚園改築事業 3 億 7,627 万円の増や財政調整基金積立金の 8,637 万円の増や減債基金積立金 1 億 1,324 万円の増など教育費や総務費の増等です。

平成 26 年度の一般会計の概要については以上のとおりであり、実質単年度収支は 7 年ぶりに赤字になりました。町税等の落ち込みは若干回復したものの、公債費は増加に転じたままです。また、少子高齢化の進展により、今後も扶助費を中心に財政需要が増大していくと見込まれます。引き続き各事業運営の改善や効率化をより一層推進されるよう要望します。

また、昨年実施した機構改革も、組織を機能的にし、効率的な事務事業の執行を実施するためであり、より一層の効果を期待します。

(2) 国民健康保険特別会計

歳入総額	3,341,717,680円
歳出総額	3,249,562,655円
歳入歳出差引額	92,155,025円

平成 26 年度の国民健康保険特別会計決算額は、上のとおりであります。

国民健康保険加入者は、前年度と比較して 597 人（6.8%）減少しました。

歳入のうち国民健康保険税は 8 億 3,011 万円で、前年度比 2.5% の減となっております。さらに、国民健康保険税の徴収率は、前年度より 0.5% 低下して 72.9% となり、収入未済額も 2 億 9,533 万円余りと多額に上っています。町税と同様、より一層徴収の強化に当たり、十分な成果が上がるよう工夫と努力を強く望みます。

国庫支出金は、前年度比 2.9% 減の 7 億 981 万円であり、内訳としては、療養給付費等負担金が前年度比 4.6% 減、高額医療費負担金が前年度比 4.1% 減となっております。

社会保険診療報酬支払基金からの前期高齢者交付金は、前年度比 21.8% 増の 8 億 8,128 万円、療養給付費交付金は、前年度比 23.8% 減の 1 億 6,309 万円となっております。

一般会計繰入金は、前年度と比べて 33.1%、5,450 万円の増、繰越金は前年度比 68.3%、9,728 万円の減となっております。

歳出総額は、前年度比 1.0% 減であります。そのうちの保険給付費は 21 億 4,976 万円で、総額の 66.2% を占め、前年度比 0.9% の増となっております。国民健康保険税が減少した上に保険給付費が増加していることは、今後の不安要素となっております。

国民健康保険事業は、本格的な高齢社会の到来や医療水準の高度化に伴う医療費の増大などから、今までにない厳しい状況が予想されるため、健全財政への条件整備が不可欠と思われます。

保健センターを中心に、現状の健康診断受診率をさらに大幅に向上させ、被保険者の健康増進に努めるとともに、医療費適正化の諸事業を推進し、国民健康保険事業が健全に運営されるよう強く希望いたします。

(3) 後期高齢者医療特別会計

歳入総額	221,131,888円
歳出総額	219,536,010円
歳入歳出差引額	1,595,878円

平成26年度の後期高齢者医療特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入の主なものは、加入者の保険料1億6,406万円と一般会計からの繰入金5,519万円であり、保険料の収納率は98.9%となっています。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合への納付金であり、歳出全体の98.7%を占めています。

後期高齢者医療制度は、事業主体が広域連合であり、現時点では財政的に大きな負担となっておりますが、今後とも事業の推移を注意深く見守っていく必要があります。

(4) 介護保険特別会計

歳入総額	1,764,930,212円
歳出総額	1,716,190,398円
歳入歳出差引額	48,739,814円

平成26年度の介護保険特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入は、総額の24.0%を占めている介護保険料が前年度比5.4%の2,168万円増加しました。国庫支出金が前年度比0.3%減、支払基金交付金は前年度比0.5%減、県支出金は前年度比1.4%増、一般会計からの繰入金は前年度比1.3%の増、全体では2.1%の増でした。

歳出においては、保険給付費が総額の94.1%を占めており、前年度比0.5%、777万円の増となっております。中でも居宅介護サービス給付費の2.3%、1,411万円増、介護予防サービス給付費の8.7%、520万円増などの保険給付の増加が目立っています。平成26年度は第5期介護保険事業計画の最終年に当たりますが、地域包括支援センターを中心に介護予防事業を積極的に進め、要介護状態の軽減や悪化防止を図るため、各種事業を実施することを要望します。

(5) 下水道事業特別会計

歳入総額	320,169,655円
歳出総額	295,572,257円
歳入歳出差引額	24,597,398円

平成26年度の下水道事業特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入は、前年度比3.0%減であり、一般会計からの繰入金と使用料で総額の71.2%を占めております。

歳入の中で、下水道負担金の徴収率は、前年度から3.9%低下し、57.8%となりました。一方、下水道使用料の収入未済額は334万円と若干減少していますが、徴収率の向上に一層努力されるよう強く望みます。

歳出においては、下水道費が前年度比4.3%減となる一方、公債費が前年度比2.8%増となっており、総体的には前年度比1.1%減となっております。

下水道整備には多額の事業費を要します。これからは整備済みの管路等の維持補修経費の増加が予想されます。そのため、今後とも特定財源の確保に一層努め、下水道の長期計画と財政との調整を十分図りつつ、効率的で効果的な施設整備を行うことを望みます。

(6) 学校給食事業特別会計

歳入総額	244,758,894円
歳出総額	240,473,203円
歳入歳出差引額	4,285,691円

平成26年度の学校給食事業特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入の主なものは、給食費収入1億3,108万円と一般会計からの繰入金1億748万円であります。給食費の収納率は、毎年ほぼ100%で推移していますが、平成26年度は17万6,360円の収入未済がありました。

歳出のうち学校給食費は2億2,873万円であり、そのうち57.7%を占める1億3,200万円が給食の材料に充てられる賄材料費です。

現在の学校給食センターは、平成23年度に建設され、年間52万7,048食数を提供しました。また、地場産農産物の使用も14品目4万621キログラムと増加しております。給食センターの目標である「安全で安心して食べられるおいしい給食の提供」が十分達成できていることを期待しております。

一般会計及び各特別会計を通じて、審査に付された決算書等は、法令に準拠し、関係諸帳簿、証書類も適正に保管されており、計数的にも正確であったことを認めます。

平成27年8月18日

邑楽町長 金子正一様

邑楽町監査委員 増尾 榮 一
邑楽町監査委員 小島 幸 典

平成26年度邑楽町水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成26年度邑楽町水道事業会計決算及び証書類等を審査した結果は、下記のとおりであります。

記

1. 審査期日 平成27年8月5日
2. 審査対象 平成26年度邑楽町水道事業会計
3. 審査意見

水道事業収益 530,206,699円

水道事業費用 507,279,653円

税引前当期利益 22,927,046円

平成26年度の水道事業会計決算（消費税込み）は上のおりであり、事業収益は前年度比1.3%増、事業費用は前年度比2.5%の増となっております。

建設改良工事は、配水管布設工事を重点的に1億7,067万円実施し、水の安定供給に努力されました。

事業収益は、給水人口は407名減少するとともに、料金に直接反映する有収水量が前年度比5.7%減少したため、営業収益が1,301万円減少する一方、営業外収益は長期前受金戻入があり、2,002万円増になり、全体として700万円の増収となりました。その一方で、事業費用は、減価償却費の増等で1,218万円の増でした。

その結果、1立方メートルの収支がマイナス2.3円の赤字となり、税引き前当期利益は、昨年度より518万円減の2,293万円となりました。今後の水道事業は、人口の減少による料金の減、施設の老朽化での更新費用の増加等で経営が厳しくなることが予想されます。現在3市5町での水道事業広域化に向けての準備が進められており、経営規模の拡大の利点を生かした効率的、合理的な経営が図られることを期待したいと思います。

なお、水道事業決算報告書及び損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書並びに剰余金処分計算書、その他附属書類を審査し、関係諸帳簿、証書類を照合した結果、計数に誤りがなく、事務処理が適正に行われていたことを認めます。

平成27年8月18日

邑楽町長 金子正一様

邑楽町監査委員 増尾榮一

邑楽町監査委員 小島幸典

以上で決算審査の報告は終わります。

○田部井健二議長 ただいま提案説明及び監査委員からの報告を終了しました。

お諮りします。ただいま議題となっております平成26年度各会計の決算認定の件につきましては、後日それぞれの常任委員会を開催後に改めて審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱うことにします。

◎日程第34 認定第8号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う平成26年度東毛広域市町村圏振興整備組合歳入歳出決算認定について

○田部井健二議長 日程第34、認定第8号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う平成26年度東毛広域市町村圏振興整備組合歳入歳出決算認定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 認定第8号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う平成26年度東毛広域市町村圏振興整備組合歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成27年3月31日、東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴い、地方自治法第292条の規定により準用する地方自治法施行令第5条第3項の規定に基づき、平成26年度東毛広域市町村圏振興整備組合歳入歳出決算について、構成各市町の議会の認定の必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 次に、監査委員から報告を願います。

増尾監査委員。

〔増尾榮一監査委員登壇〕

○増尾榮一監査委員 監査報告を申し上げます。

平成26年度決算審査意見書

地方自治法第292条の規定により準用される地方自治法施行令第5条第3項の規定により、審査に付された平成26年度東毛広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算を審査した結果については、下記のとおりであります。

記

1、審査期日 平成27年8月5日

2、審査対象

(1) 平成26年度東毛広域市町村圏振興整備組合一般会計

3、審査意見

(1) 一般会計

歳入総額	46,598,653円
------	-------------

歳出総額	45,865,173円
------	-------------

歳入歳出差引額	733,480円
---------	----------

平成26年度一般会計決算額は、上のとおりであります。

審査に付された決算書等を審査し関係書類を照合した結果、計数的に正確であったことを認めます。

平成27年8月18日

邑楽町長 金子 正 一 様

邑楽町監査委員 増 尾 榮 一

邑楽町監査委員 小 島 幸 典

以上で決算審査の報告を終わります。

○田部井健二議長 ただいま提案説明及び監査委員からの報告を終了しました。

お諮りします。ただいま議題となっております東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う平成26年度東毛広域市町村圏振興整備組合歳入歳出決算認定についての件につきましては、後日、総務教育常任委員会を開催後に改めて審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱うことにします。

◎延会の宣告

○田部井健二議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて延会します。

大変お疲れさまでした。

〔午後 零時16分 延会〕